

はじめに

東京都は、平成7年に東京都福祉のまちづくり条例を制定し、平成10年には福祉のまちづくりを実現するための全庁横断的な推進計画として、「東京都福祉のまちづくり推進計画～ハートフル東京推進プラン～」を策定し、建築物をはじめとした施設のバリアフリー化の推進、公共交通施設へのエレベーター、エスカレーターの設置、ノンステップバスの導入等、様々な取組を推進してきた。

その一方で、本格的な少子高齢社会の到来、平成18年の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー新法」という。）の施行など、福祉のまちづくりを取り巻く環境が大きく変化した。

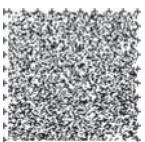
こうした社会情勢の変化を踏まえ、東京都福祉のまちづくり推進協議会（以下「推進協議会」という。）では、東京都福祉のまちづくり条例の改正に向けた検討を行い、平成20年11月に「東京都福祉のまちづくり条例の改正及び推進計画策定の基本的考え方」を意見具申しした。

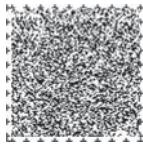
都はこれを受け、平成21年に、ユニバーサルデザインの考え方を理念とした、新たな東京都福祉のまちづくり条例を施行した。この条例改正により、ハードとソフトの両面が一体となったまちづくりが促進されるとともに、都民の身近なところでより一層の整備が進むよう、物販・飲食・サービス業など都民が日常生活の中でよく利用する施設においては、新設・改修時における工事着手前の届出が義務付けられる対象施設が拡大されることになった。

また、この条例に基づき、平成21年3月、「東京都福祉のまちづくり推進計画～ユニバーサルデザインの先進都市東京をめざして～」を策定し、福祉のまちづくりの基本的考え方や、112の事業からなる計画を示した。

第9期推進協議会では、推進計画の計画期間（平成21年度から25年度までの5年間）の取組状況を評価・検証するとともに、次期推進計画の改定に向けた基本的考え方について検討を行った。これまでの取組においては、公共交通施設へのエレベーター設置、ノンステップバスの導入など、ハード面でのバリアフリー整備は着実に進展している。このような整備の進展が図られてきたのは、障害者や高齢者などの当事者や関係団体が社会への働きかけを積み重ねてきた成果でもある。今後のさらなる取組や、施設・設備の適正利用の推進、情報バリアフリーなどソフト面での充実などに努めていくに当たって、課題となっている事項を整理し、次期推進計画で取り組むべき施策の方向性について示した。

首都東京は、多くの人びとが集い、活発に交流する世界有数の国際都市である。すべての人にとって、住みやすい、訪れやすいまちづくりを、東京都、区市町村、事業者や都民が協働して推進するよう期待する。



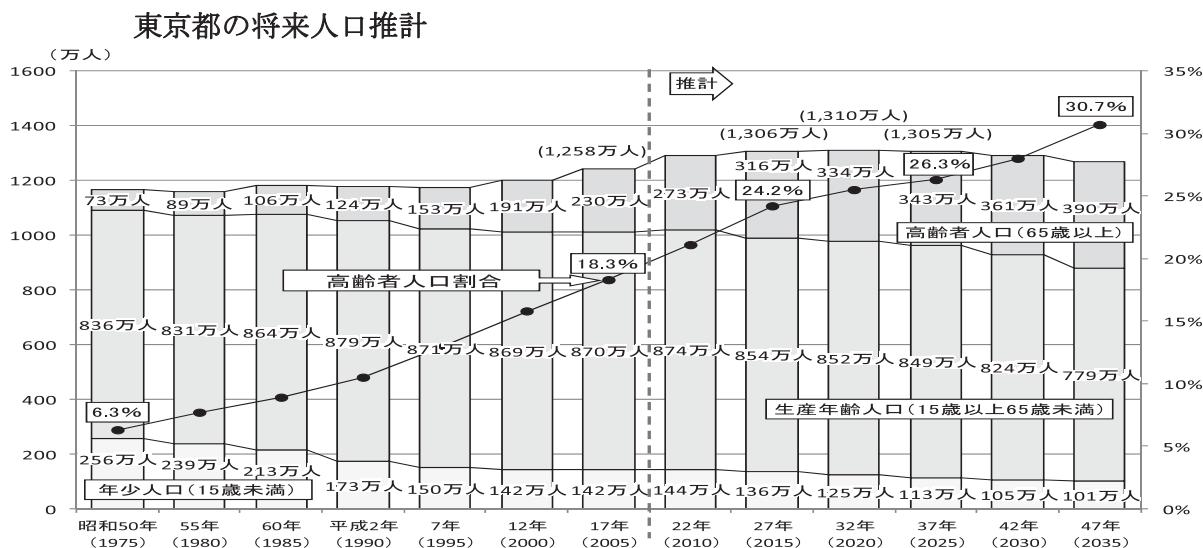


第1章 都におけるバリアフリー化の進捗状況

1 社会的な背景・状況

- 平成 22 年の国勢調査による東京都の 65 歳以上の高齢者人口は、約 264 万人であり、総人口（「年齢不詳」を除く。）に占める割合は 20.4% となっている。

東京都の高齢者人口は、平成 27 年まで急速に増加し、その後はやや緩やかに増加すると見込まれている。高齢者人口が増加する一方で、総人口は平成 32 年頃に最も多くなり、それ以降は減少に転ずる見込みである。高齢化率は上昇を続け、平成 27 年には 24.2%、平成 47 年には 30.7% に達し、都民のおよそ 3 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者という極めて高齢化の進んだ社会が到来することが見込まれている。

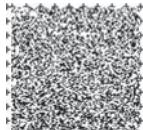


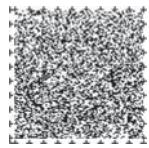
出典：「東京都高齢者保健福祉計画」（福祉保健局）

- 一方、東京都における出生数は、昭和 40 年代以降減少傾向が続き、平成 17 年を底に微増傾向となったが、平成 23 年に減少に転じた。女性が生涯に産む平均の子ど�数である合計特殊出生率は、平成 17 年に 1.00 と過去最低を記録し、平成 22 年には 1.12 まで増加したが、平成 23 年には 1.06 となるなど低水準で推移しており、依然として少子化の進行には歯止めがかかっていない。

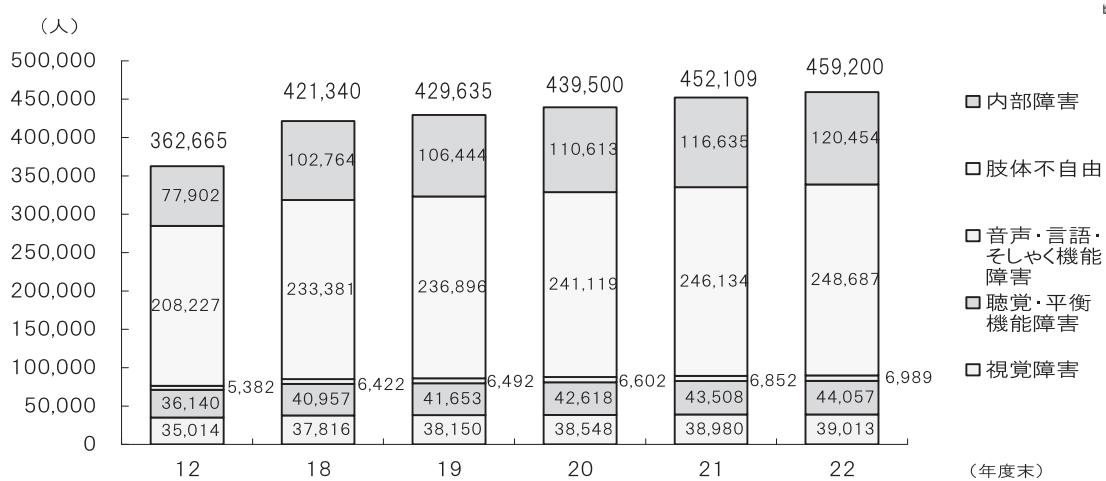
- 平成 23 年 10 月末現在、都内では、身体障害者手帳の交付を受けている人が約 46 万人、愛の手帳（知的障害者（児）を対象）の交付を受けている人が約 7 万人、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人が約 6 万人となっている。

平成 12 年度以降の手帳交付者数の推移をみると、増加傾向にあり、平成 22 年度末における交付者数は、前年度末に比べ身体障害者手帳では 1.6%、愛の手帳では 3.7%、精神保健福祉手帳では 10.8% 伸びている。



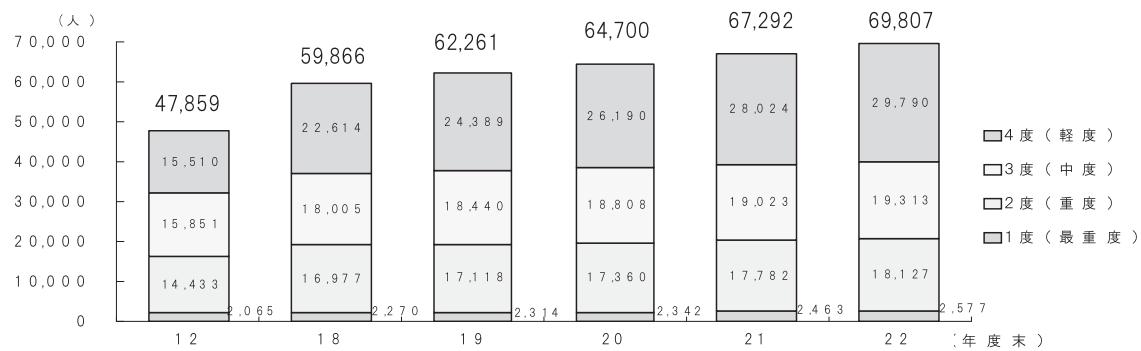


身体障害者手帳交付者数推移（障害別）



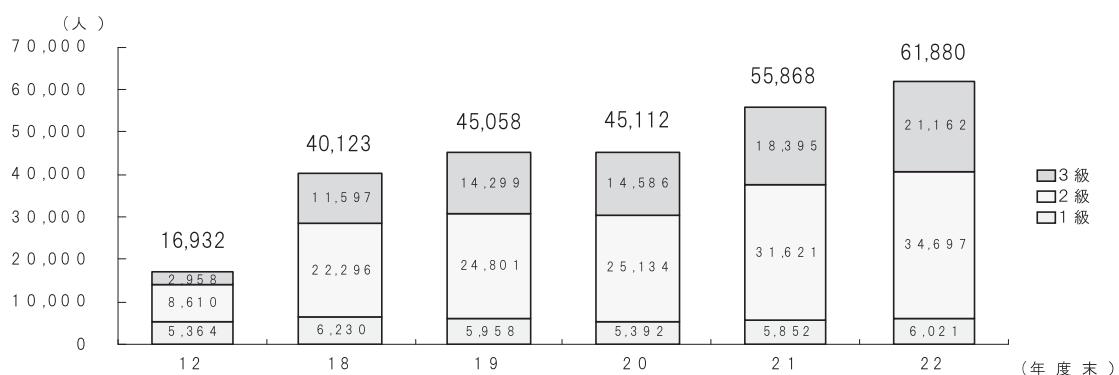
出典：「東京都障害者計画・第3期東京都障害福祉計画」（福祉保健局）

愛の手帳交付者数推移（障害程度別）

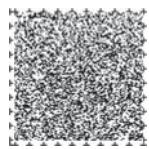


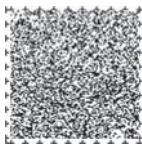
出典：「東京都障害者計画・第3期東京都障害福祉計画」（福祉保健局）

精神障害者保健福祉手帳所持者推移（等級別）



出典：「東京都障害者計画・第3期東京都障害福祉計画」（福祉保健局）



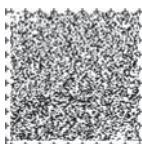


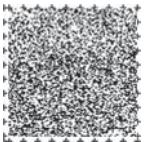
- 東京都の外国人人口は、平成 25 年 1 月 1 日現在、390,674 人で人口の約 3%を占めている。東京を訪れた外国人旅行者数は、平成 23 年は東日本大震災等の影響により約 410 万人にとどまったが、平成 13 年の約 267 万人から平成 22 年には過去最高となる約 594 万人となり、約 10 年の間に 2 倍を超える大幅な増加となっている。
- このような社会的背景の中で東京の活力を維持していくためにも、高齢者の多様な分野での社会参加の促進や人材の育成、障害者の地域での生活を支援していくための環境整備、子育てしやすく仕事と両立できる子育て支援環境の整備、外国人旅行者の受入環境の充実などが今後一層求められる。
- また、想定を超える未曾有の被害をもたらした東日本大震災においては、高齢者、障害者等の災害時要援護者の視点に配慮した対応が必ずしも十分ではなかったとの指摘があったことも踏まえ、今後の防災対策を検討する上では、災害時要援護者に対して、福祉のまちづくりの観点からも、きめ細かい配慮を踏まえていく必要がある。

2 国の動向

(1) 「移動円滑化の促進に関する基本方針」の一部改正

- 「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」を統合・拡充して、平成 18 年 12 月に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー新法」という。）に基づき、移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するための「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）が平成 23 年 3 月に改正された。
- 改正後の基本方針では、バリアフリー新法の移動等円滑化基準への適合義務の対象となる公共交通施設、道路、都市公園、建築物等の施設設置管理者が講すべき措置について、平成 32 年度末を期限として、新たなバリアフリー化の目標が設定された。
＜平成 32 年度末の整備目標＞
 - ・鉄道駅等（3,000 人以上）：原則 100%
⇒ エレベーター等の設置による段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置、障害者対応型便所の設置 等
 - ・ノンステップバス：約 70%
 - ・道路（重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成）：原則 100%
 - ・都市公園
園路及び広場、駐車場：約 60%
便所：約 45%
 - ・建築物（2,000 m²以上の特定建築物）：総ストックの約 60%
 - ・信号機等（重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成）：原則 100%
⇒ 音響信号機、高齢者等感応信号機等の設置等





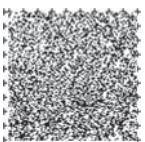
- また、駅を中心とした地区や、高齢者や障害者などが利用する施設が集中する地区（重点整備地区）において、市区町村が、重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるために作成する「バリアフリー基本構想」の指針として、施設設置管理者、高齢者、障害者等の関係者と協議を行いながら作成することの重要性などが強調されている。

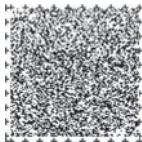
(2) 「障害者総合支援法」の制定

- 地域社会における共生の実現に向けて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）とされ、平成 25 年 4 月から施行された。
- この法律では、法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保や社会的障壁の除去などに資するよう、総合的かつ計画的に行なうことが基本理念とされた。また、障害者の範囲として難病等が追加され、平成 26 年 4 月から、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」が創設されるとともに、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施される。

(3) その他の法律等の動き

- 障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障害者の権利利益擁護に資するため、「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が平成 24 年 10 月に施行された。
- 改正後の「高齢者の居住の安定確保に関する法律」が平成 23 年 10 月に施行され、バリアフリー構造等を有し、安否確認や生活相談などの高齢者への支援サービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅制度」が新たに創設された。
- 平成 18 年 12 月に第 61 回国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」の批准に向け、障害を理由とした差別の解消を推進するため、不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供の禁止、相談及び紛争の防止等のための体制整備等が規定された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成 25 年 6 月に成立し、平成 28 年 4 月から施行されることとなった。





3 都におけるバリアフリー化の進捗状況（各施設等における状況）

平成 21 年 3 月に策定した東京都福祉のまちづくり推進計画では、5 つの基本的視点を柱として、112 の事業を掲げているが、各施設等におけるバリアフリー化の進捗状況について、次のとおり整理した。

なお、文中の「計画期間」とは、「東京都福祉のまちづくり推進計画」の計画期間である平成 21 年度から平成 25 年度までの 5 年間のことである。（※各事業の実績については、集計が完了している平成 21 年度から平成 23 年度）

（1）公共交通

<施策の概要>

- 鉄道駅における段差解消のためのエレベーター等の計画的な整備によるバリアフリー化や、地域の身近な移動手段であるバス車両のノンステップ化などにより、高齢者や障害者を含むすべての人の円滑な移動を促進する。

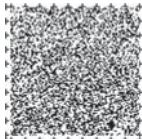
<主な取組状況・実績等>

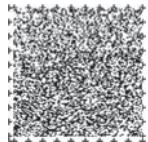
- ① 都内鉄道駅（JR・私鉄・メトロ・都営地下鉄）のバリアフリー化の進捗状況
 - 「車いす対応エレベーター等設置による段差解消」の整備状況
 - ・「鉄道駅エレベーター等整備事業」の計画期間における補助実績（平成 21～23 年度）：36 駅
 - ・平成 23 年度末時点で、672 駅で整備され、整備率は約 87.3%（※全国では約 81.1%）
 - 「だれでもトイレ」の整備状況
 - 平成 23 年度末時点で、669 駅で整備され、整備率は約 91.6%（※全国では約 78.0%）
 - 「視覚障害者誘導用ブロック」の整備状況
 - 平成 23 年度末時点で、761 駅で整備され、整備率は約 98.9%（※全国では約 92.6%）
- ※ 全国の数値は、1 日当たりの平均利用者数が 3,000 人以上の駅数であり、都はすべての駅数である。
- 「ホームドア、可動式ホーム柵」の整備状況
 - ・「大江戸線可動式ホーム柵の設置」の計画期間における整備実績（平成 21～23 年度）：全駅 38 駅中、16 駅に整備し、整備率は約 42.1%
 - ・平成 23 年度末時点で、185 駅で整備され、整備率は約 24.7%

【推進計画の主な関係事業】

- ・ 鉄道駅エレベーター等整備事業（福祉保健局）
- ・ 大江戸線可動式ホーム柵の設置（交通局）

- ② 都内のノンステップバス車両の普及状況（全国の整備率は約 38.4%、都は 86.6%）
 - 民営バスのノンステップバスの導入状況





- ・「だれにも乗り降りしやすいバス整備事業」の計画期間における補助実績（平成 21～23 年度）：515 両
- ・平成 23 年度末時点で、3,328 両が整備され、整備率は約 82.3%

○ 都営バスのノンステップバスの導入状況

- ・計画期間における整備実績（平成 21～23 年度）：290 両
- ・平成 23 年度末時点で 1,440 両に整備し、整備率は約 98.5%

【推進計画の主な関係事業】

- ・ だれにも乗り降りしやすいバス整備事業（福祉保健局）
- ・ 都営バスにおけるノンステップバスの積極的導入（交通局）

<取組の成果>

- 都内の鉄道駅については、エレベーター設置等による段差解消、だれでもトイレ・視覚障害者誘導用ブロックの整備が進み、バリアフリー化は着実に進展している。
- 地域の身近な移動手段であるバス車両のノンステップ化も、着実に進展している。
- 都内の公共交通施設・車両のバリアフリー化は、全国の整備率と比べ進展している。
- 都営大江戸線は、平成 25 年 4 月末までに可動式ホーム柵の全駅設置を完了した。

(2) 建築物

<施策の概要>

- 公共施設をはじめ、身近な店舗、公営住宅や民間住宅などのバリアフリー化を推進し、高齢者や障害者を含むすべての人が、地域において自立した生活を営むことのできる環境の整備を推進する。
- 建築物のバリアフリー化については、バリアフリー新法、「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」（以下「建築物バリアフリー条例」という。）や福祉のまちづくり条例に基づき、新設または改修の際に着実に整備を推進する。
- 既存の小規模建築物などについては、望ましい整備のガイドラインを示すなど、整備を促進する支援を実施する。

<主な取組状況・実績等>

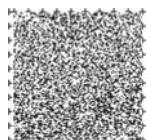
① 福祉のまちづくり条例の運用状況

主に、バリアフリー新法、建築物バリアフリー条例の対象とならない小規模な建築物等について、区市町村へ届出する際に整備基準の適合に関して指導する。

○ 届出件数（実績）

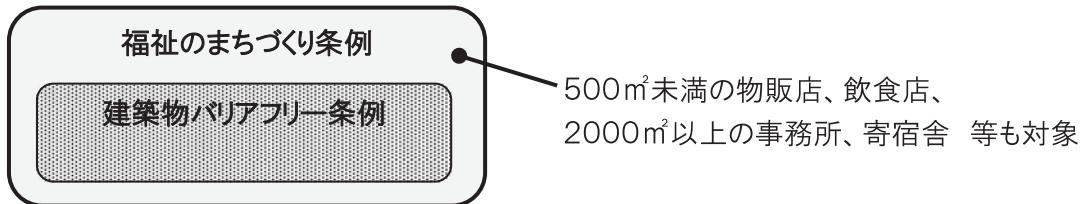
平成 20 年・・・	546 件	平成 21 年・・・	565 件
平成 22 年・・・	989 件	平成 23 年・・・	969 件
平成 24 年・・・	1,078 件		

※平成 21 年の福祉のまちづくり条例改正により、200 m²未満の物販店舗、飲食店、サービス店舗等が小規模建築物の整備基準の対象に追加されたため、件数が増加した。（小規模建築物の内数は、平成 21 年の 158 件から、



平成 22 年は 622 件に増加)

(参考) 「建築物バリアフリー条例」と「福祉のまちづくり条例」の対象範囲のイメージ



② バリアフリー新法・建築物バリアフリー条例の運用状況

バリアフリー新法、建築物バリアフリー条例の移動等円滑化基準の適合状況について、建築確認申請等の際に審査を行う。

また、バリアフリー新法に基づき、移動等円滑化基準を越え、より高いレベルの誘導基準に適合する建築物を認定する。

○ 新規認定件数（実績）

平成 21 年度・・・37 件

平成 22 年度・・・30 件

平成 23 年度・・・29 件

【推進計画の主な関係事業】

- ・ 建築物のバリアフリー化のための情報提供（都市整備局）
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく認定（都市整備局）

③ 宿泊施設のバリアフリー化に係る進捗状況

○ 計画期間における補助実績

平成 21 年度・・・17 件

平成 22 年度・・・18 件

平成 23 年度・・・13 件

【推進計画の主な関係事業】

- ・ 宿泊施設のバリアフリー化支援事業（産業労働局）

④ 都営住宅のバリアフリー化に係る進捗状況

○ 計画期間における建替実績

平成 21 年度・・・3,203 戸

平成 22 年度・・・3,402 戸

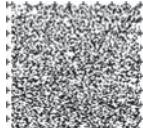
平成 23 年度・・・3,505 戸

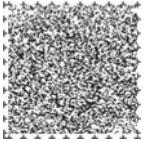
【推進計画の主な関係事業】

- ・ 都営住宅のバリアフリー化の促進（都市整備局）

<取組の成果>

- バリアフリー新法、建築物バリアフリー条例、福祉のまちづくり条例に基づき、毎年度、相当数の建築物のバリアフリー化が進んでいる。





- 平成 21 年の条例改正により、200 m²未満の小規模店舗について、着実に届出・整備が増加し、バリアフリー化が図られている。

(3) 道路、公園、交通安全対策等

<施策の概要>

- 高齢者や障害者等が日常・社会生活において利用する主要な施設（鉄道駅、公共施設、福祉施設、病院等）を結ぶ道路（「特定道路」：区市町村が定めるバリアフリー基本構想の重点整備地区等において位置づけられた都道）について、重点的にバリアフリー化を推進する。
- 区市町村が定めるバリアフリー基本構想の重点整備地区内等において、「高齢者等感応式信号機」、「視覚障害者用信号機」、「エスコートゾーン」を整備し、高齢者や視覚障害者等の移動の円滑化を推進する。
- 都内の公園を高齢者や障害者を含めたすべての人が快適に利用できるよう、福祉のまちづくり条例に沿って整備を推進する。
- 高齢者や障害者を含めたすべての人にとって移動の障害となっている駅前の放置自転車の問題を広く都民に周知し、行政・事業者・地域住民が協力・協働して放置自転車対策を推進する。

<主な取組状況・実績等>

① 「特定道路（都道）」のバリアフリー化の進捗状況

- 計画期間における整備実績（平成 21～23 年度）：11 km
- 平成 23 年度末時点で、特定道路（都道）全長 72km のうち、70km を整備し、整備率は 97%（全国の整備率は約 77%）

【推進計画の主な関係事業】

- ・ 特定道路のバリアフリー化（建設局）

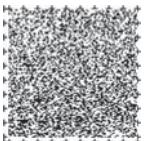
② 高齢者等・視覚障害者用の信号機、エスコートゾーンの整備状況

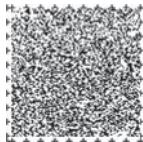
- 高齢者等感応式信号機
 - ・ 計画期間における整備実績（平成 21～23 年度）：51 か所
 - ・ 平成 23 年度末時点で、666 か所に整備
- 視覚障害者用信号機
 - ・ 計画期間における整備実績（平成 21～23 年度）：289 か所
 - ・ 平成 23 年度末時点で、1,768 か所に整備
- エスコートゾーン
 - ・ 計画期間における整備実績（平成 21～23 年度）：375 か所
 - ・ 平成 23 年度末時点で、508 か所に整備

【推進計画の主な関係事業】

- ・ 高齢者等感応式信号機の整備（警視庁）
- ・ 視覚障害者用信号機の整備（警視庁）
- ・ エスコートゾーンの整備（警視庁）

③ 都立公園の整備状況





- 計画期間におけるバリアフリー化された新規開園面積
(平成 21~23 年度) 75.7 h a

【推進計画の主な関係事業】

- ・ 都立公園の整備 (建設局)

④ 「駅前放置自転車」対策の進捗状況

- 計画期間における放置自転車等の台数の推移 (※毎年 10 月に調査)

平成 21 年度 : 約 53,000 台

平成 22 年度 : 約 48,000 台

平成 23 年度 : 約 42,000 台 (平成 21 年度から約 11,000 台減少)

【推進計画の主な関係事業】

- ・ 駅前放置自転車クリーンキャンペーン (青少年・治安対策本部)

<取組の成果>

- 駅、公共施設、病院等を結ぶ「特定道路 (都道)」については、段差解消、勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置などのバリアフリー化を推進し、ほぼ整備が完了した。
- 高齢者等・視覚障害者用の信号機、エスコートゾーンの整備も着実に進展している。
- 園路や広場、駐車場、トイレ等を福祉のまちづくり条例に沿って、都立公園の新規開園面積 75.7 h a の整備を進めた。
- 駅前放置自転車等の台数は、ピーク時より大きく減少した。
平成 2 年 : 約 24.3 万台 ⇒ 平成 23 年 : 約 4.2 万台

(4) 面的整備

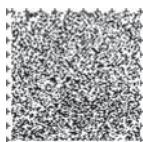
<施策の概要>

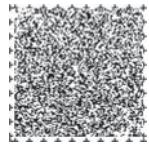
- 公共交通施設、建築物、道路など個々の施設の部分的・点のバリアフリー整備にとどまることなく、不特定多数の者が利用する鉄道駅や公共施設等を核とした周辺地域を、連続的・一体的に整備することで、面的な整備を推進する。
- 鉄道駅や商店街・公共施設等の集中している地区等を、区市町村がユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業に基づく指定地区 (以下「指定地区」という。) 又はバリアフリー基本構想に基づく重点整備地区 (以下「重点整備地区」という。) 等として定め、住民・事業者・行政が協働して、公共交通施設・建築物・道路・公園等のバリアフリー整備を一体的に推進する。

<区市町村の区域全体>

「指定地区」又は「重点整備地区」、鉄道駅・公共施設等の集中地区

- ・駅エレベーター等設置
- ・駅前広場・ペデストリアンデッキ整備
- ・駐輪場整備、歩道整備(段差解消・視覚障害者誘導用ブロック・サイン整備等も含む)
- ・公共施設・トイレ・公園の改修など





<主な取組状況・実績等>

- ① ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業の「指定地区」での整備状況
- 計画期間における補助実績（平成 21～23 年度）：8 地区
 - 平成 23 年度末時点で、指定地区は 20 地区（10 区 5 市）で、都補助事業により面的バリアフリーを整備
指定地区的例：池袋駅西口周辺地域（豊島区）、柴又地域（葛飾区）、鶴川駅等周辺地区（町田市）、西新井大師周辺地区（足立区）、千歳烏山駅周辺地区（世田谷区）、西武立川駅周辺地区（立川市）など

【推進計画の主な関係事業】

- ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業（福祉保健局）

② 「バリアフリー基本構想」の「重点整備地区」での整備状況

- 計画期間における補助実績（平成 21～23 年度）：11 区市
- 平成 23 年度末時点で、都内 17 区 9 市で基本構想を策定し、54 地区を重点整備地区として定め、面的バリアフリー整備事業を実施

【推進計画の主な関係事業】

- バリアフリー基本構想策定費補助（都市整備局）

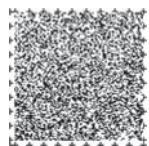
<取組の成果>

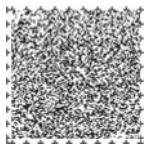
- 事業の進捗に伴い、指定地区や重点整備地区は着実に増加し、地区内においては、面的なバリアフリー整備が進展した。
- 指定地区や重点整備地区等では、地域住民・事業者・行政等の関係者が協議会等を設置し、地区の整備計画を定めるなど、協働の仕組みを構築した。
- 指定地区や重点整備地区等のある区市町村では、面的整備のノウハウが蓄積されるとともに、ユニバーサルデザインの理念も地域住民に浸透した。

（5）情報提供、社会参加等

<施策の概要>

- 高齢者や障害者を含めたすべての人が、生活する地域において、社会参加をすることができる環境を整備していく。
- 乳幼児を連れた子育て世帯が安心して外出ができるよう、授乳場所、おむつ替えスペースなど子育て環境の整備を推進する。
- 情報の入手は、日常生活において重要な役割を果たしており、高齢者や障害者をはじめ、すべての人があらゆる場面において必要な情報を多様な手段で入手できるよう、情報のバリアフリー化に取り組む。
- 特に、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、外国人など、情報を得ることが困難な人に対し、点字、音声、絵文字・記号・多言語表記、手話・筆記、IT機器等による多様な情報提供手段の整備を推進する。
- まちの中で困っている人に対し自然に声をかけ助け合えるような思いやりの心を育て、視覚障害者誘導用ブロック上への放置自転車や置き看板を行わないようにするなど利用する人のルールやマナーを守ることの大切さを啓発していく。





<主な取組状況・実績等>

① 社会参加の推進 【推進計画の主な関係事業】

○ 身体障害者補助犬給付事業（福祉保健局）

・計画期間における給付実績（平成21～23年度）：盲導犬・介助犬・聴導犬 26頭

○ 赤ちゃん・ふらっと事業（福祉保健局）

・計画期間における整備実績（平成21～23年度）：928か所

・平成23年度末時点で、「授乳やおむつ替え等のスペース」を設置：1,014か所

② 情報バリアフリー・情報提供の推進 【推進計画の主な関係事業】

○ 点字による即時情報ネットワーク事業、点字録音刊行物作成配布事業（福祉保健局）

新聞や都の刊行物等について、点字又は音声による情報を視覚障害者に提供
(平成23年度の実績)

・新聞等（点字版）：実施回数235回 延配布者数23,500人

・都刊行物：年間12種類 1種類につき、点字：723部 録音物：1,130本

○ 東京ひとり歩きサイン計画（産業労働局）

外国人旅行者や障害者、高齢者を含めたすべての人々が安心して東京の観光を楽しめるように、ピクトグラム（絵文字）や多言語で表記した観光案内標識を整備

・計画期間における整備実績（平成21～23年度）：203基

③ 思いやりの心の醸成 【推進計画の主な関係事業】

○ 奉仕体験活動の推進（教育庁）

・平成19年度から全都立高校で奉仕体験活動を実施（24年度実績189校）

<取組の成果>

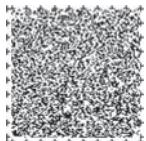
● 都において、多様な事業を着実に展開し、社会参加の推進、情報バリアフリーの推進、思いやりの心の醸成が図られている。

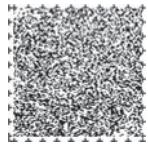
（参考）福祉のまちづくり世論調査の結果

○ 外出先で、高齢者や障害者、乳幼児を連れた人などが困っているのを見かけたことがある人に、その時どのような行動をとったか、についての回答

・「積極的に自ら手助けをした」と回答した人の割合が58.1%

（49.8%：平成16年度調査）7年前より8.3ポイント増加





4 東京都福祉のまちづくり推進計画事業の実施状況

平成 21 年 3 月に策定された東京都福祉のまちづくり推進計画においては、福祉のまちづくりを効果的に推進するため、計画に盛り込む各事業の目標を設定するとともに、結果だけではなくプロセス（過程）も重視し、事業者や都民の参加のもと、検証及び定期的な評価を行い、その結果に基づき新たな施策を講じる、スパイラルアップの仕組みによる進行管理を行うこととしている。

その後、平成 22 年 2 月「東京都福祉のまちづくり推進計画の評価の基本的考え方」意見具申において、計画の評価を総合的に行うため、①行政による事業の評価、②都民参加による事業の評価、③世論調査の考察、の 3 つの観点から評価を行い、次期計画に反映していく、という考え方を示した。

この意見具申を踏まえ、3 つの観点から評価を行った結果については以下のとおりである。

(1) 行政による事業の評価

各事業は、創設時や各年度における予算要求時等に、その必要性等の検証がなされているが、福祉のまちづくり推進計画を構成する事業として、ユニバーサルデザインの視点から改めて行政による事業評価を行う必要がある。

そこで、現行の推進計画（計画期間：平成 21 年度～25 年度）で位置付けられている 112 事業について、平成 21 年度から 23 年度までの取組に関し、24 年度に所管部署において中間評価を実施した。

○ 各事業の実績・進捗状況を把握するに当たっての主な項目

実績の指標、具体的な実績の内容、実績・進捗状況の評価及び理由、目標達成に向けた課題や改善に向けた今後の方向性、高齢者・障害者等を含む都民や事業実施主体からの意見・要望に対する対応、など

○ 事業実績・進捗状況の評価についての結果概要

- ・想定した事業実績や事業効果等があり、到達目標をほぼ達成する見込み：75 事業
- ・一定の事業実績や事業効果等があり、到達目標を概ね達成する見込み：37 事業
- ・想定した実績や事業効果等が不十分で事業の見直しや改善等が必要：該当事業なし

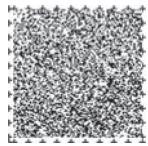
なお、主な事業の実績に関しては、上記「3」のとおりである。

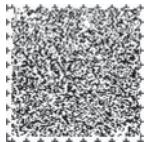
(2) 都民参加による事業の評価

都民参加による事業評価は、施策に関する当事者の参加のもとで事業を検証し、その結果に基づき、どのように改善すべきかという建設的な意見を出し合い、新たな措置を講じることで、事業をより良いものにしていくという考え方を基本的視点としている。

そこで、推進協議会に評価ワーキング・グループを設置し、推進計画の 112 事業のうちから、以下の代表的な一部事業（5 事業）を選定し、現場調査等により当該事業を詳細に検証し、事業改善に向けた提言を行った。

- ① 区市町村福祉のまちづくり取組発表会（平成 22 年度評価実施）





- ② ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業（平成 22 年度評価実施）
 - ③ とうきょうトイレ整備事業（平成 23 年度評価実施）
 - ④ 小規模店舗のバリアフリー化の促進に係る取組（平成 23 年度評価実施）
 - ⑤ 宿泊施設のバリアフリー化支援事業（平成 24 年度評価実施）
- （平成 25 年 7 月「都民参加による事業の点検・評価について」（報告書）のとおり。）

○ 評価結果に基づく提言の概要

- ① 区市町村福祉のまちづくり取組発表会

取組発表会には、多様な参加者が集まるところから、円滑な移動や情報提供の確保への配慮が必要である。基本的な留意点をまとめたチェックリストを作成して府内で共有し、今後同様の事業を実施するに当たって、計画段階から確認することにより、だれもが参加しやすいシンポジウムの開催に配慮する必要がある。

- ② ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業

より効果的にユニバーサルデザインのまちづくりを進めるため、次の取組が必要である。

- ・ 事業実施地区選定の際の十分な審査の仕組みの検討
- ・ 事業を実施する補助の相手方への事業主旨の周知徹底
- ・ 事業の事前及び事後評価の仕組みの検討
- ・ 都が区市町村事業の進行管理を行う仕組みの検討

- ③ とうきょうトイレ整備事業

本事業の運営を、「生活者の視点に立ったトイレ整備の指針」（平成 18 年 7 月意見具申）の考え方により近づけるために、指針の考え方を忠実にかつ、分かりやすく反映させたチェックリストを作成し、トイレ整備を行うに当たって広く使用するものとする。

- ④ 小規模店舗のバリアフリー化の促進に係る取組

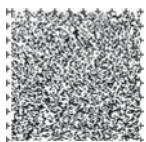
より効果的にバリアフリー化を促進するため、次の検討が必要である。

- ・ 商店街に対し研修プログラムをセットにして働きかける仕組みの検討
- ・ バリアフリー化に活用できる各種補助制度の周知
- ・ 成功事例の PR による事業者への動機付け
- ・ チェーン店の本部組織や加盟団体に理解を求める方策の検討

- ⑤ 宿泊施設のバリアフリー化支援事業

事業効果をさらに高めるため、次の取組が必要である。

- ・ 事業者がバリアフリー化を計画する際の、技術的な助言等を十分に受けられる仕組みの確保
- ・ ハード整備に加え、非常時対応も含めた接遇等ソフト面の取組の促進
- ・ バリアフリー整備された宿泊施設の都民への情報提供の充実



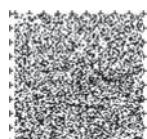
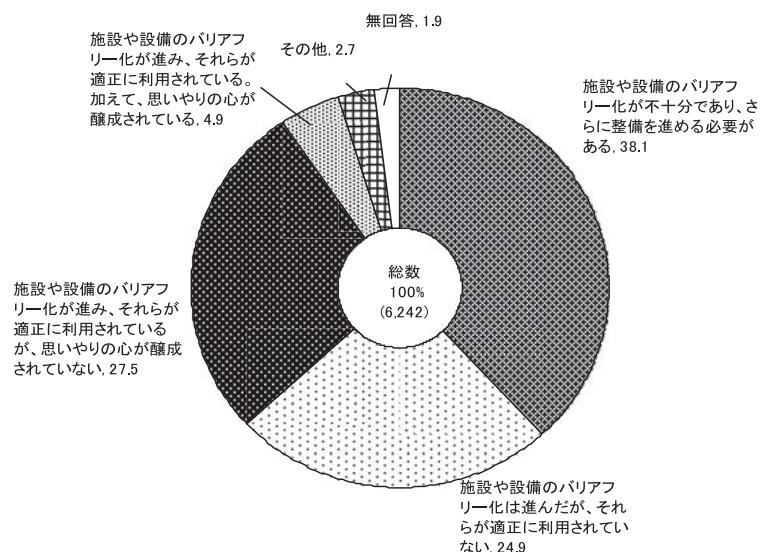
(3) 世論調査の考察（福祉のまちづくりに関する都民の意識調査結果）

都では、福祉・保健・医療施策推進の基礎資料とするため、毎年度「東京都福祉保健基礎調査」を実施しており、平成23年度は「都民の生活実態と意識」について調査を行った。その中で、福祉のまちづくりに関する実態と意識に関する調査の結果は次のとおりであった。

前回調査を行った平成16年度から福祉のまちづくりが都民の意識としてどう進展したのか等も踏まえ、今後の施策展開を図っていく必要がある。

① 東京の福祉のまちづくりの印象 P165

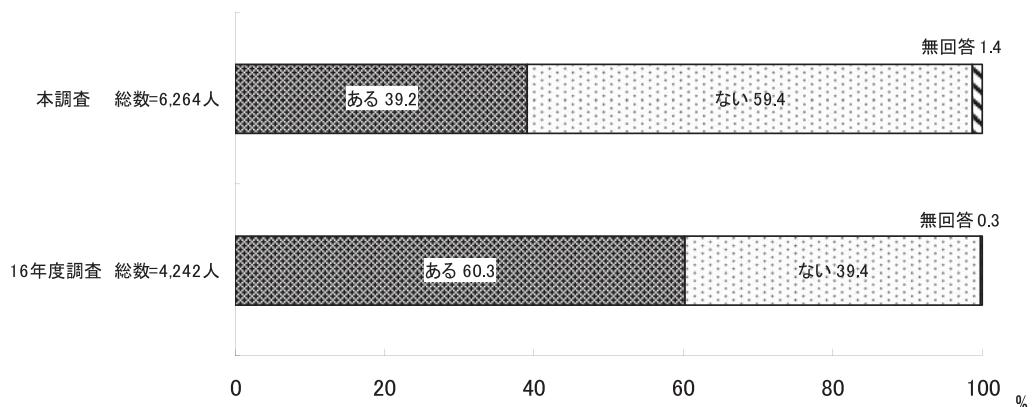
「施設や設備のバリアフリー化が進み、それらが適正に利用されているが、思いやりの心が醸成されていない」が27.5%、「施設や設備のバリアフリー化は進んだが、それらが適正に利用されていない」が24.9%、「施設や設備のバリアフリー化が進み、それらが適正に利用されている。加えて、思いやりの心が醸成されている」が4.9%で、「バリアフリー化が進んだ」との印象を持っている人の割合は57.3%となっている。一方、「施設や設備のバリアフリー化が不十分であり、さらに整備を進める必要がある」の割合は38.1%となっている。



② 日常よく出かけるところに着くまでのバリアの有無 P93

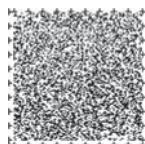
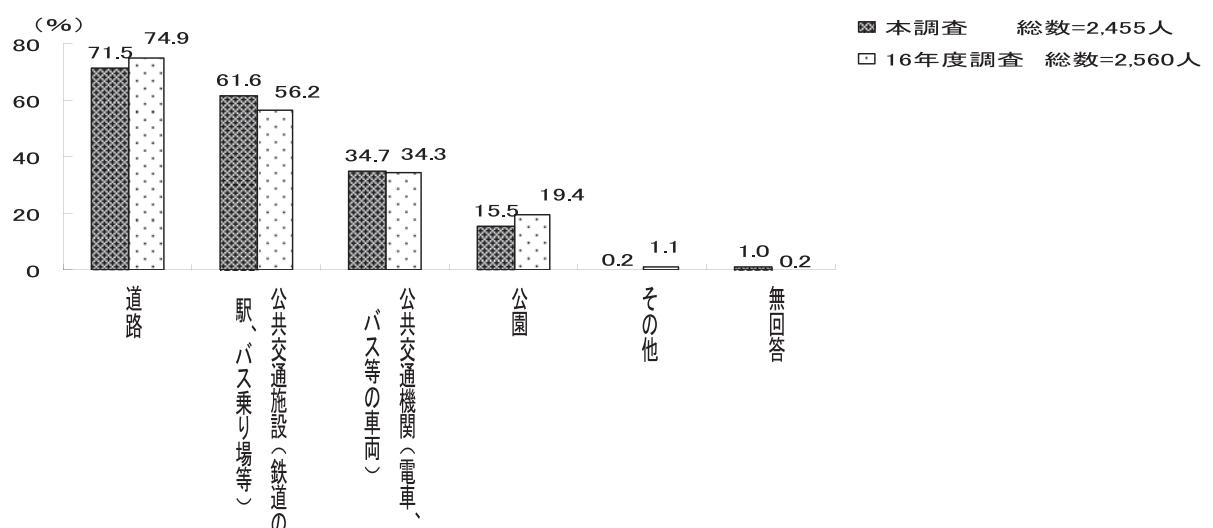
日常よく出かけるところ（職場、学校、買い物先など）に着くまでに、道路や駅、電車やバスなどで、バリアフリー化が進んでいないために、不便や不安を感じるところがあるかについて、「ある」は39.2%、16年度調査と比べ21.1ポイント低くなっている。

しかし、外出時に障害のあるグループと乳幼児連れのグループにおいては、約55%がバリアありとなっている。



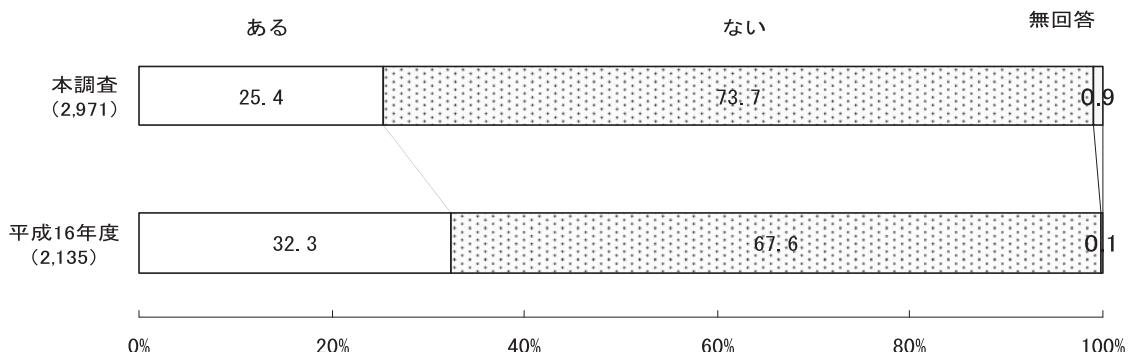
③ 日常よく出かけるところに着くまでのバリアの箇所 P96

日常よく出かけるところに着くまでにバリアを感じるところが「ある」と回答した人(2,455人)に、バリアを感じる箇所を聞いたところ、「道路」の割合が最も高く71.5%、次いで「公共交通施設」が61.6%と続いている。



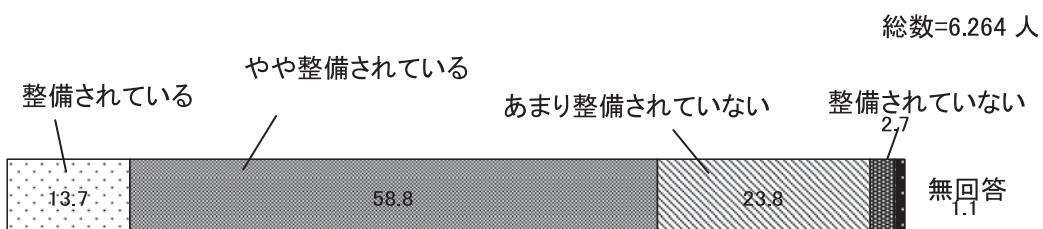
④ 住宅（共同住宅）のバリアフリーについて P133

現在住んでいる共同住宅で、バリアフリー化が進んでいないために、日常生活において、不便や不安を感じことがあるか聞いたところ、「ある」の割合は 25.4%、16 年度調査より約 7 ポイント減少している。



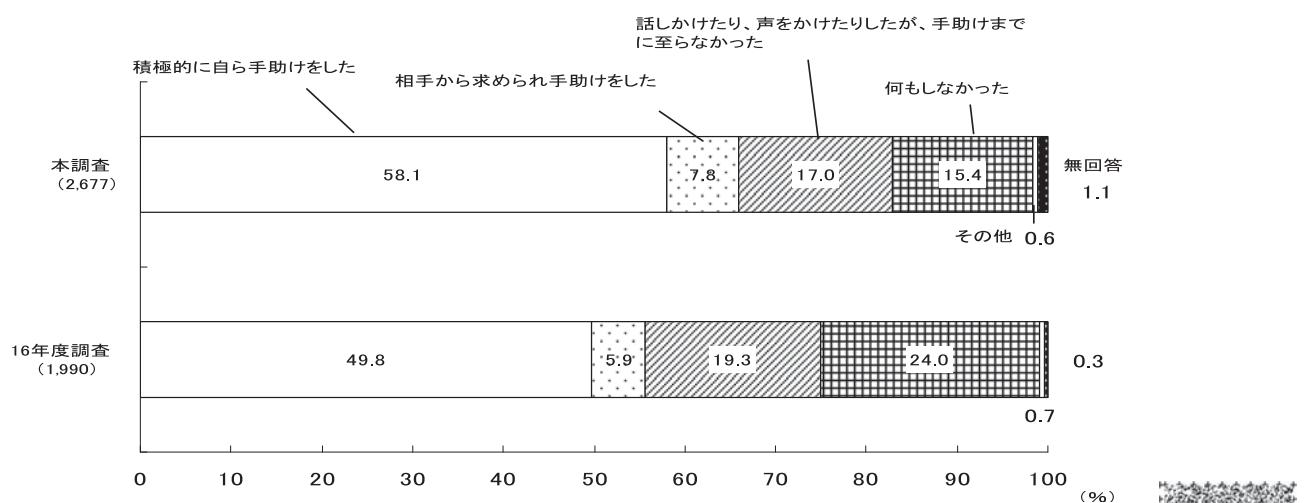
⑤ まちの中での情報提供について P143

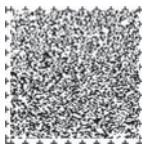
まちの中での案内標示等の整備状況に関する意識について、「整備されている」と「やや整備されている」と思う人を合わせた割合は 72.5% となっている。



⑥ 外出時に困っている人を見かけたときの行動 P148

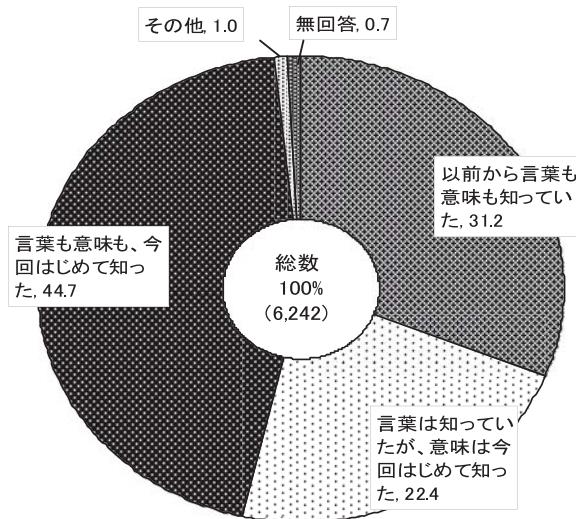
過去 1 年くらいの間に、外出先で高齢者や障害者、乳幼児を連れた人などが困っているのを見かけたことがある人（2,677 人）に、その時どのような行動をとったか聞いたところ、「積極的に自ら手助けした」の割合は 58.1% で、16 年度調査と比べて 8.3 ポイント高くなっている。





⑦ ユニバーサルデザインの認知度 P159

「ユニバーサルデザイン」という言葉や意味を知っていたかどうか聞いたところ、「以前から言葉も意味も知っていた」と「言葉は知っていたが、意味は今回はじめて知った」を合わせた割合は 53.6%、「言葉も意味も、今回はじめて知った」は 44.7% となっている。16 年度においては、それぞれ 48.2%、45.0% であった。



⑧ 福祉のまちづくりで特に重点的に取り組む必要があること P169

「道路と歩道を分離したり、歩道の幅を広げたり、段差を解消するなど、道路の整備」の割合が最も高く 63.0%、次いで「駅にエレベーターを設置するなど、公共交通施設や公共交通機関の整備」が 59.7%、「災害時に援護が必要な方に対しての避難誘導・案内標示の整備など、災害への備えと対応」が 54.2% と続いている。

